

# 被告が法廷で2警官刺す 5本の刃物を押収

仙台

宮城県警は16日、仙台市青葉区の仙台地裁で、法廷の傍聴席にいた警察官2人をナイフで刺すなどしたとして、刑事裁判の判決を言い渡されていた住所・職業不詳の澁川聖司容疑者(30)を殺人未遂容疑で現行犯逮捕した。2人は顔や背中を負傷したが命に別条はないとみられる。県警は澁川容疑者が持ち込んだ計5本の果物ナイフとカッターナイフを押収したという。

事件を受け、仙台地裁は急きよ、保釈中の別の被告が出廷する同日午後二つの公判で金属探知機による検査を実施。最高裁も同日、危険物が持ち込まれる可能性があれば、持ち物検査を積極的に検討するよう全国の裁判所に連絡した。

県警や仙台地裁などによると、澁川容疑者は今年1月に仙台市内の駅のホームで女性のスカートの中を盗撮したとして県警警行防犯止条例違反の罪に問われて

いたが、無罪を主張し、保釈中だったという。

懲役1年の実刑とする主文が言い渡され、理由の朗読に移ったところ、検察官が裁判官に「被告が凶器のよなものを持っている」と声を上げた。澁川容疑者は傍聴席を振り返り、「冤罪だ」「この腐った司法制度が」などと叫びながら柵を乗り越え、ポケットから取り出したナイフを両手で振り回したという。

当時は約20人の傍聴者がおり、取り押さえようとした40代の警察官2人が切りつけられ、それぞれ約30針を縫う重傷を負った。県警の調べに対し、澁川容疑者は黙秘しているという。判決自体は成立した。

最高裁によると全国の地裁・高裁などに入る際、常に金属探知機による検査をしているのは東京、福岡、札幌の地高裁と東京家裁。仙台地裁では、今回の公判では検査をしていなかった。

朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

# 外国人労働実態公表せず

# 西日本新聞

幕府太子  
五卿と志士のもの  
書店で好評発売中!

2018年  
11月16日  
(金曜)

## 国交省調査 野党「不都合隠し」

2020年の東京五輪に向けた建設需要増加に伴い15年から建設業と造船業で受け入れられている緊急雇用の外国人労働者について、国土交通省が企業側の雇用実態を把握しているにもかかわらず、公表していない。同省は「調査の目的は公表ではなく企業の指導」としているが、緊急雇用は政府が来年4月の創設を目指す新たな在留資格と類似点が多い。野党側からは「日本人よりも給与水準が低いなど不都合な実態が明るみに出るのを避けようとしているのでは」と疑問の声が上がる。

【2面に関連記事】

## 新在留資格と類似の「緊急雇用」

外国人の緊急雇用は14年6月に閣議決定。建設業との雇用流動性があるとして造船業も対象にした。受け入れるのは外国人技能実習制度の修了者で、いったん帰国後に再来日すれば、在留資格「特定活動」を付与する。

企業側には労働関連法令の順守のほか「同じ能力を持つ日本人従業員と同等の報酬」が義務付けられており、雇用には国交省の認定が必要になる。今年9月末時点で建設業は1473社に4011人、造船業は約240社に2740人の緊急雇用外国人がいる。

国交省が公表しないのは、企業が認定申請の際に提出した労働条件を守っているかどうかをチェックする調査だ。委託された業界団体が企業を訪問して調べ、同省は報告を受けており、各企業の雇用実態を把握。これに基づき悪質な場合は企業の認定を取り消すこともある。

緊急雇用は技能実習生から移行することや、能力が同等の日本人と同じ賃金水準を保障する点で、入管難民法改正案に盛り込まれた新たな在留資格と重なる「先駆的な制度」（国交省幹部）。建設業と造船業は熟練した能力を条件に長期滞在を認める「特定技能2号」の対象としても想定され、調査結果の公表

することもある。

技能実習制度を巡っては長時間労働や賃金未払いなどが横行し、実習生の失踪も多発している。参院法務委員会の野党議員の一人は「緊急雇用も同様の実態がある可能性がある。政府には公表を強く求めたい」としており、国会審議で政府が公表を迫られる可能性もある。

（湯之前八州）

# 「熟練技能」建設と造船

## 政府 新任留資格 絞り込み

菅義偉官房長官は14日の記者会見で、政府が来年度見込入人数を増やす新たな在留資格のうち、熟練技能を持ち長期滞在が認められる「特定技能1号」について「現時点で活用を予定しているのは建設と造船の2業種だけだ」と明らかにした。政府は外国人受け入れについて、新制度を導入する2019年度から5年間に14業種で最大約35万人、初年度は同約4万8千人とする試算を公表した。

▼2面IIいちからわかる  
1、4面II業界は歓迎、16

■新しい在留資格による受け入れ見込人数(人)	5年目までの累計	
	初年度	5年目までの累計
介護業	5000	5万～6万
ビルクレーン業	2000～7000	2万8000～3万7000
業形材産業	3400～4300	1万7000～2万1500
産業機械製造業	850～1050	4250～5250
電気・電子情報関連産業	500～650	3750～4700
建設業	5000～6000	3万～4万
造船・舶用工業	1300～1700	1万～1万3000
自動車整備業	300～800	6000～7000
航空業	100	1700～2200
宿泊業	950～1050	2万～2万2000
農業	3600～7300	1万8000～3万6500
漁業	600～800	7000～9000
飲食物品製造業	5200～6800	2万6000～3万4000
外食業	4000～5000	4万1000～5万3000
合計	3万2800～4万7550	26万2700～34万5150

面II社説  
政府が今国会で成立を目指す出入国管理法(入管法)改正案は、基本的な技能を持つ特定技能1号と、熟練した技能を持つ2号の新設を盛り込んでいる。2号は家族帯同や長期滞在が認められるため、「移民につながる」といった指摘が与野党から出ていた。菅氏は2号について「1号の外国人のうち、5年間の滞在期間中に熟練した技能を有すると認められた外国人材を対象とする」と述べ、限定する考えを強調した。2号の受け入れ数は「推計しない」と述べた。自動車整備業、航空業、宿泊業の業界も2号の受け入れを検討していたが、受け入れ態勢の構築が制度導入時には間に合わない判断した。また、政府は14日、受け入れ外国人の見込み数を衆院法務委員会理事懇談会で示した。19年度から5年間で約26万～約35万人、初年度の19年度は約3万3千～約4万8千人を見込む。安

調した。2号の受け入れ数は「推計しない」と述べた。自動車整備業、航空業、宿泊業の業界も2号の受け入れを検討していたが、受け入れ態勢の構築が制度導入時には間に合わない判断した。また、政府は14日、受け入れ外国人の見込み数を衆院法務委員会理事懇談会で示した。19年度から5年間で約26万～約35万人、初年度の19年度は約3万3千～約4万8千人を見込む。安

倍置と言相は13日の衆議院本会議でこれらについて「受け入れ数の上限として運用する」と述べている。

政府が示した試算は全て1号で、2号は含まない。1号は現行の技能実習生からの移行が可能となる。野党によると、政府は同理事懇談で5年間の受け入れ数のうち技能実習生からの移行は50～60%との見通しを示したという。

改正案では、業種ごとの受け入れ数は法成立後に法務省令で定めるとしており、政府はこの数値を上限とする方針だ。

一方、野党はこれまでの国会審議で政府が試算を示さなかったことに「法案の大前提、明らかにならないと審査できない」と反発していた。今後は政府試算の根拠について追及する方針だ。

# 外国人建設就労者受入事業の仕組み

## <概要>

**期間**：2015年度～2022年度末

※2017年11月の告示改正により2020年度以降の在留を可能とした  
(新規受入は2020年度末まで)

**受入対象者**：技能実習（第2号または第3号）修了者  
(過去に修了し帰国した者を含む)

**在留資格**：特定活動

**在留期間**：2年以内

※本特定活動開始までの間に、本国に1年以上帰国した者は3年以内

## <賃金水準>

外国人建設就労者の平均賃金

月額218,394円（最高344,000円）(n=433)

(参考) 建設分野における技能実習生の平均賃金

月額167,914円（最高288,000円）(n=410)

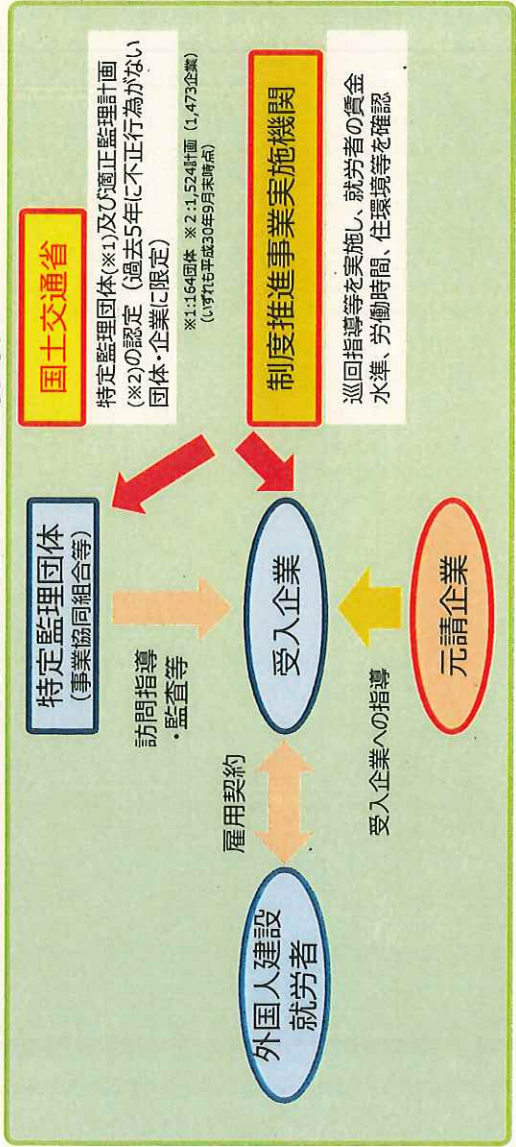
※最低賃金：月額126,764円～164,776円

(月あたりの労働時間を172時間（上記n=410の平均値）とした場合)

(平成29年度地域別最低賃金：737円～958円)

【出典】外国人建設就労者受入事業に係る受入状況実態把握調査（平成29年度）

## <外国人建設就労者受入事業における監理体制>



## <巡回指導における改善指導件数>

○建設企業518社に対する巡回指導については、約4割に当たる204社に対し、改善指導が行われている。

※ 賃金支払いの状況に関する指導は、適正監理計画を下回る雇用条件での賃金支払、過大な控除（住居費等）、手当の未払、割増賃金の算定ミス等による一部不払等  
※平成29年度実績

- ・受入計画の認定時に就労者の報酬が「同等の技能を有する日本人」と同等額以上であることを確認
- ・就労者への賃金支払や受入実態をきめ細かに把握するため、第三者機関を設立し、特定監理団体及び受入建設企業への巡回指導や就労者への面談を実施できる体制を構築
- ・認定した計画に基づいた受け入れが行われるよう、ガイドラインを策定し、元請企業の役割として、受入建設企業（下請企業）への指導等を位置づけ

## 外国人造船就労者受入事業（造船特定活動）の概要

**期間：**

2015年度～2022年度末まで  
 （新規受入は2020年度末まで）

**受入対象者：**

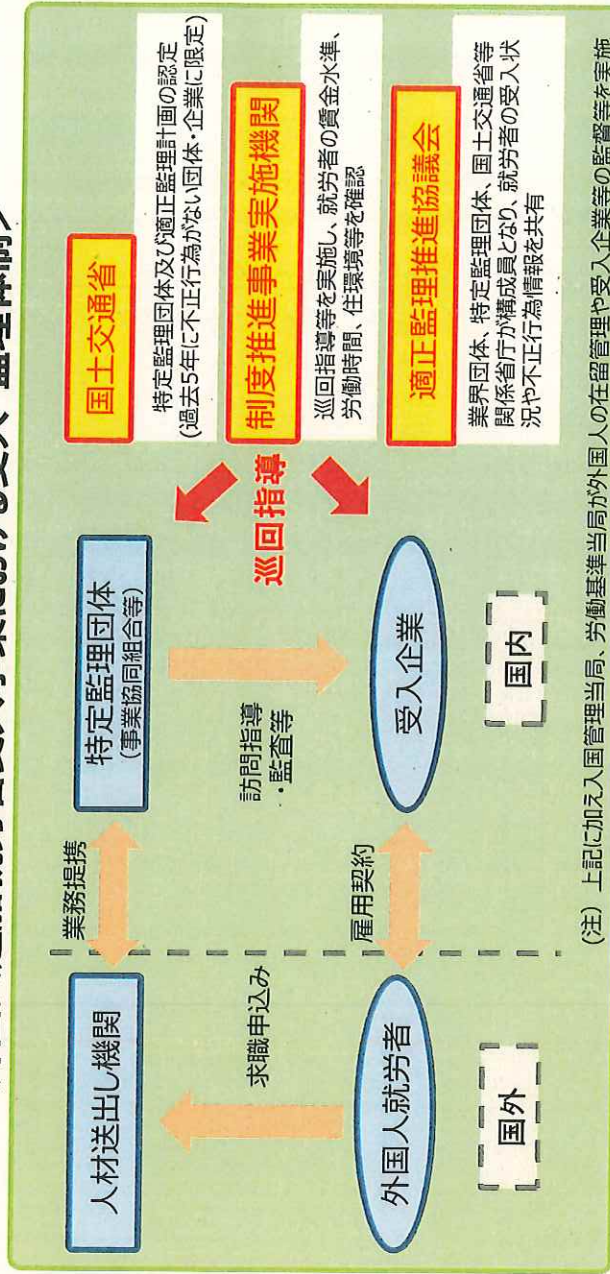
技能実習（第2号または第3号）修了者  
 （過去に修了し帰国した者を含む）

**在留資格：**  
 特定活動

**在留期間：**  
 2年以内

※本特定活動開始までの間に、本国に1年以上帰国した者は3年以内

### ＜外国人造船就労者受入事業における受入・監理体制＞



### 【参考】「日本再興戦略」改訂2014（6月24日閣議決定）

復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、緊急かつ時限的措置（2020年度で終了）として、処遇や重層下請構造の改善、現場の効率化等により国内での人材確保に最大限努めることを基本とした上で、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図ることを決定した。今後、所要の準備を進め、2015年度初頭からの本制度を活用した外国人材の受入れの開始を目指す。なお、建設業との間で人材の相互流動が大きい造船業については、上記建設分野における措置により重大な影響が及ぶことに鑑み、また、当該産業分野が高い国内生産率を維持して我が国の輸出を支えとともに地域経済に大きく貢献していることを踏まえ、アベノミクスの効果により急速に回復してきた生産機会を逃さないよう、建設業と同様の緊急かつ時限的措置を講ずることとし、所要の準備を行う。

外国人建設就労者受入事業に係る制度推進事業

(平成29年4月～30年3月)

実施報告書

(抜粋)

平成30年3月

一般財団法人国際建設技能振興機構

【受入建設企業】

受入建設企業に対する巡回指導における確認事項	平成29年度 通常型巡回(510件)において指摘した事項の件数		
	改善指導	注意喚起	助言
1. 受入建設企業、適正監理計画に関する事項			
○適正監理計画記載事項の確認			
・報酬予定額に基づいた賃金の支払い状況	(→「賃金支払い」の項目)		
・受入人数の状況	0	3	7
・就労させる場所、従事させる業務の状況	0	25	54
・技能の向上を図るための方策の実施状況	0	0	16
・住居の状況	0	15	36
・長期休暇の取得状況	0	1	3
・管理指導員及び生活指導員の指導状況	0	31	108
○特定監理団体に対する各種報告の実施状況	0	3	9
○文書の作成・保管の状況	52	59	109
○告示別表第2に規定する不正行為の状況	1	0	2
○失踪者の発生状況	0	2	0
2. 労働関係法令に関する事項			
○労働条件の明示	11	22	26
○賃金台帳の作成・保存	7	10	8
○労働時間管理の適正化(所定労働時間、休憩・休日、36協定、年次有給休暇)	35	100	110
○賃金支払の状況(支払状況、控除の状況、賃金控除協定の有無、管理費の徴収の有無等)	137	82	91
○強制貯金の禁止	1	0	0
○時間外・休日・深夜割増賃金の支払	140	11	5
○最低賃金法の遵守	1	0	0
○寮宿舎の状況(該当する場合)	2	11	11
○安全衛生教育の実施の状況	0	12	103
○危険有害業務に従事させる場合の特別教育等の実施の状況	6	3	17
○就業制限業務に従事させる場合の所要の措置の状況	4	11	14
○健康診断(雇入れ時、定期、特殊健康診断等)の実施の状況	26	17	22
3. 社会保険関係法令等に関する事項			
○各種保険(労災、雇用、健康・国民健康等)、年金(厚生、国民)の加入手続の状況	6	1	5
○労働災害の発生の状況	0	1	1
4. 外国人建設就労者との面談			
○本人確認	0	1	0
○賃金の支払状況、労働時間、休日・年次有給休暇の取得状況等	1	0	4
○従事している業務	0	0	0
○住居の状況	0	0	0
○旅券、在留カード、預金通帳等の保管状況	0	2	0
5. その他			
○前回の巡回指導における指摘事項の改善状況	0	0	0
○特定監理団体の実施する監査における指摘事項の改善状況	0	0	0
○外国人建設就労者受入事業下請指導ガイドラインの遵守状況	0	0	0

受入建設 雇用手続 安全・衛生・健康 生活環 技能・日本語

年 月 日	時 間	場 所	対 象	種 別	内 容	備 考
2017/4/13	18:00	電話	不明	技能実習	交通事故の後遺症が出た友人の技能実習生が受けられる補償について	JITCOを紹介したが相談日ではなく連絡がつかず緊急であったため、医師と保険会社に相談するよう助言
2017/4/27	11:55	電話	特定	特定活動	自分の在留資格で保証人となって家族を日本に呼べるか	特定活動で家族の長期滞在はできないが、観光や家族訪問目的であれば短期滞在(最長90日)で日本に呼べる可能性がある
2017/5/12	0:57	メール	不明	技能実習(溶接)	再入国についてJITCOに関いたら所管外と言われた。相談窓口はどこか	JITCO相談窓口につながったうえで、同窓口を紹介
2017/5/16	10:41	メール	特定	その他(元造船船就労者)	年金に関し、年金機構への支払最終の翌月もまだ給与から控除されている	関連機関に問合せしており、回答があればメールする
2017/5/21	14:40	電話	特定	特定活動	養子となって日本滞在は可能か	専門の窓口として日本司法セクタ、東京と外国人相談、東京入国管理局在留外国人総合インフォメーションセンターを紹介
2017/6/1	15:02	電話	不明	特定活動(大工)	建設就労者の給与はどのように決まるか。技能実習時とあまり変わらず友人と比較しても低い。1年目から有給休暇は与えられるか、また買取りはあるか	監理団体と会社が適正監理計画を立てて国土交通省の認定を得る。給与は同じ会社の3年目の日本人と同等以上。半年経過すれば有休あり買取りは会社との協議
2017/6/11	10:39	メール	不明	技能実習	今後について継続と再入国がある、また技能実習3号もあると聞いた。これらの違いと必要な費用は。また厚生年金の脱退一時金は5年分還付可能か。4年目以降の仲介会社は必要か	1年以上帰国しての再入国は3年間、それ以外と再入国と継続は2年間。技能実習3号には必要な条件があり、費用や仲介会社についてもよく組合と相談を
2017/6/11	19:08	メール	不明	その他(元造船船就労者)	何が返事はあるかと問合せ	国土交通省(海事局)から監理団体に話をし監理団体から本人に連絡が行くと聞いている



9	2017/6/25	10:41	電話	特定	特定活動	年金機構の母国語ホームページと年金ダイヤルを紹介し会社や監理団体とよく相談するよう助言	年金機構の母国語ホームページと年金ダイヤルを紹介し会社や監理団体とよく相談するよう助言
10	2017/7/9	10:48	電話	特定	特定活動	有給休暇がどう増えていくか、給与明細が漢字だけなので訳表があるとありがたい、住宅が狭い（住宅については自分で監理団体に相談する）	有給休暇について説明のうえ、特定監理団体に対して有給休暇、給与の説明を要請（巡回指導の延長で行いホットラインには言及せず）
11	2017/8/3	11:34	電話	特定	技能実習（建設就労者の在留資格変更手続き中）	これまで有休をとっていないが自分は何日とれるか、買取りはあるか。いったん帰国して年金の脱退一時金を請求した方が得か検討中	3年目なら現在23日保有、買取りは会社との協議。脱退一時金は会社や監理団体とよく相談を
12	2017/8/6	16:32	電話	特定	特定活動	監理団体の言葉は信じられない。ペトナムでは給料18万円と言われたのに契約書は1万5千円、昇給も賞与もないなら日本に来なかった。再入国のためにドル支払った。転職はできない。監理団体と関係せず他の会社と直接雇用契約を結びたい。	賃金の支払状況を調査したが規定通りに支払われているようだ。ペトナムでの支払金額は調査の範囲外。建設就労者は転職はできるが監理団体と相談が必要
13	2017/8/7	15:13	電話	特定	特定活動	自分のビザについて2年が終了すると帰国しなければならぬか。これから将来のことを考えなければならぬ。	特定活動のビザは2年がくると延長できない
14	2017/8/17	10:30	電話	不明	技能実習	技能実習の期間中1日も有休をとらなかつた。日に帰国するが有休を買って取ってもらえるか。	会社が必要買取り取らなければならぬという義務はない。JITCOの相談窓口もあるが難しいだろう。
15	2017/8/22	18:22	メール	不明	不明	法定休日（祝日）に勤務したが休日手当がつかなかった。	法定休日は週1回、月4日。祝日の扱いは労働条件や変形労働制などにより異なる。詳しい情報を教えて

質問	回答	日時	方法	種別	備考
16	割増賃金が支払われていない。組合に相談したが毎日の生活が労働奴隷みたいで苦しい。悪口を言われたり、殴られたりする。今帰国すると支払った何億ドンが台無しになるので我慢している。このままだと私は死ぬかもしれない。今月いっぱい頑張って仕事して彼らが私をどう扱うか試してみる。もし何も変わらないのであればまたサポートをお願いする	2017/9/3	メール (計8回)	特定	不明 (型枠)
17	足場を作る仕事に体力がつかない。雇用契約書を途中で停止して帰国させられるか、それとも自分の体力に合う仕事にさせられるか	2017/9/3	メール	不明	不明 (足場組立て)
18	2年にわたり不公平な処遇を受けている。組合での研修修了時の実習補助金1万円から保証金として10万円控除された。朝早く会社に集合しても早出残業がつかない。安全帯等がないまま、解体、掃除、雑作業ばかりさせられる。留学生の友人のためアルバイト先を探している	2017/9/15	メール	特定	技能実習 (型枠施工)
19	この制度では職種は変更ができないので、理由を示して同じ職種の別の会社に転職することはできる。会社や監理団体に相談したか？ 技能実習生である可能性もありJTTCOと厚生労働省窓口を紹介。	2017/9/17	電話	特定	不明
20	あらかじめJTTCO窓口ご連絡したうえでメールを転送。 東京外国人雇用センターを紹介 国土交通省の英文ホームページを紹介	2017/9/17	電話	特定	その他 (マルチプルビザ)

日付	時刻	場所	形態	内容	備考
21	2017/9/24	17:15	電話	特定	技能実習
22	2017/9/27	18:26	メール (計18回)	特定	特定活動
23	2017/10/1	14:20	電話	特定	特定活動
24	2017/10/1	18:10	電話	特定	特定活動
25	2017/10/3	12:18	電話	特定	特定活動
26	2017/10/8	11:22	電話	特定	特定活動
27	2017/10/22	14:22	電話	特定	特定活動
28	2017/10/22	15:46	メール	特定	特定活動

21	3年間の労働契約（ <b> </b> まで）を結び来日したが、社長に5年間働けないならこの <b> </b> 月に帰国しろと言われた	JITCOと厚生労働省窓口を紹介	22の続き
22	【建設労働者Aの妻】夫が暴力を受けているので、助けてほしい。夫はもう荷物をとめた、会社でミーティングがあるので電話してほしい	強制帰国の可能性を危惧し、同社長に電話「当方としても関心を有しているので適切な対応を」	22の続き
23	【建設労働者A】 職長や同僚から暴力を振るわれる。（泣きながら）誰からも助けてもらえない。仕事に戻るの不安。転職したい。	転職したいならFITSもサポートするので、まず組合 <b> </b> に相談するように	22の続き
24	【建設労働者A】 同じリーダーとまた仕事をするのは不安。気持ちとしては戻りたくない	FITSから組合に「戻りたくない」という本人の意思を伝えた（その後組合が会社の費まで出向き、本人を組合のトレーニングセンターまで移動させた。）	22の続き
25	【建設労働者A】 もう大丈夫。組合が転職先を探している。	FITSから状況を組合に確認する	22の続き
26	【建設労働者A】 明日転職先に面接に行く	何かあれば連絡を	22の続き
27	【建設労働者B】 <b> </b> 話が出回り同僚たちが怒っている。うち1人はFacebook上に怒りのメッセージを投稿した。会社に行くのが不安でもうはたらきたくない。組合のセンターに移りたい。	組合に連絡し、翌日午前中に迎えに行くことに決定	22の続き
28	【建設労働者Aの妻】 同僚の1人がFacebook上に投稿した怒りのメッセージをFITS宛て転送	メール受信	22の続き

年月日	時間	場所	対象者	活動内容	経過	備考	
2017/10/22	16:12	電話	特定	特定活動	【建設就労者A】に帰国させられると聞いた。国土交通省の調査が終わってから転職に進むのか？	17日は会社に行って国土交通省と今調査中。転職の希望は承知しているもので、いろんな噂に惑わされずもう少し待つように	22の続き
2017/10/25	15:36	電話	特定	特定活動	【建設就労者C】リクルーターからことについて聞いた。名は転職したくない、この会社に残りたい。	そういう気持ちを持っていることはお聞きした。国土交通省にも伝える	22の続き
2017/10/26	15:37	電話	特定	特定活動	【建設就労者D】私は転職したくない。	お聞きした	22の続き
2017/10/29	15:36	電話	特定	特定活動	【建設就労者A】最新情報はあるか？	もう少し待つように	22の続き
2017/10/1	12:25	メール	特定	特定活動	契約書に関し割増賃金、賞与、昇給について教えてほしい	残業時間、賞与、昇給について説明し、希望するなら会社や組合から説明させたり、FITSの訪問時に詳しく話を聞くこともできる。	
2017/10/1	14:07	電話 (計4回)	特定	特定活動	病気になる1か月経ったが症状があるので徹底的に検査したい。自分で病院に行ったときには日本語が分からなかった。	組合に連絡し、翌日中国語が話せる人と病院に行くよう手配。(結果は特に病気ではないとの診断)	
2017/10/15	15:08	電話	特定	特定活動(型枠)	特定活動3年修了後日本にいるためにはどうしたらよいか。監理団体を通すことが必要か。	技能検定合格等の条件を満たせば技能実習3号に進めるが、企業と監理団体に相談を。	
2017/10/19	21:52	メール	特定	特定活動	家族の用事があるので途中帰国したい。社長の理解は得たが、監理団体は勝手に帰国させないと言った。どうしたらよいか	サポートするので詳しい情報を	
2017/10/19	21:52	メール・電話	特定	特定活動	用事が終わった後再来日は可能か。技能検定3級は合格した。	帰国の理由を会社と監理団体によく説明するように。技能検定3級の資格があれば技能実習3号の可能性はある	36の続き



48	2017/12/18	18:00	電話	特定	特定活動	特定活動	46の続き
49	2017/12/22	15:11	電話	特定	特定活動	<p>上司から転職はできない、組合からも転職先はないと言われた。帰国はしたくないしお金も稼ぎたいので、今まで通り仕事をします。</p> <p>■月に入国したが、有給休暇をとれるか休暇をとりたいと伝えたが■が認めない。■から「■」と言われ、■で叩かれる。転職できないなら1年で帰るつもり。</p>	何かあればご連絡を。 半年働くとして10日取れるので会社と相談を。またタガログ語で相談したいなら再度電話を。
50	2017/12/24	11:15	電話	特定	特定活動	<p>有給休暇取得についてFITSから監理団体に話してほしい</p>	有給休暇について監理団体に相談し、動かないようであればFITSに連絡を。
51	2017/12/24	18:37	電話	特定	特定活動	<p>有給休暇取得についてFITSから監理団体に話してほしい</p>	FITSから監理団体に話をする
52	2017/12/28	12:31	電話	特定	特定活動	<p>監理団体の担当者が会社に来た。1月から3月は忙しいので2日間の休暇ならという話だったので、もう帰らないと決めた。■年の契約を終わらせて帰ることにした。</p>	社長とも話したが、短期の休みなら取れるし別の時期なら会社に相談を。
53	2018/1/4	14:30	電話	特定	その他(技術者)	<p>■として■か月前に入国したが、日本語が通じないという理由で■月■日に解雇された。解雇手当も支払われず、引越してほしいと言われたので宿舎も退去した。ベトナムでの面接時には日本語は日本で勉強すればいいと言っていた</p>	本人の了解を得て会社に解雇手当を支払うよう伝えたところ、会社の言い分は自己都合退職で、勝手に宿舎を出たとのこと。東京労働局のベトナム語相談窓口を紹介。
54	2018/1/4	23:07	電話	特定	その他(技術者)	<p>感謝のメール</p>	



日付	時間	場所	参加者	内容	備考
64	2018/1/14	18:13	電話	不明	特定活動
65	2018/1/18	18:07	電話	特定	特定活動
66	2018/1/21	15:25	メール	特定	特定活動
67	2018/1/25	17:28	メール	特定	特定活動
68	2018/1/21	15:30	電話	特定	特定活動
69	2018/1/21	17:50	電話	特定	技能実習（とび）
70	2018/1/23	9:30	電話	特定	技能実習（とび）
71	2018/1/22	11:48	電話	不明	不明
72	2018/1/22	12:03	電話	特定	特定活動

技能実習を終え再入国した場合5年目に転職できるか。今の会社は給与が低く、他に受け入れてくれそうな会社もある。

月に1日休め日勤務したが日分しか割増賃金が支払われていない。今日会社に話したら確認すると言われた。

【建設就労者Aの妻】の件について最新情報は？

【建設就労者Aの妻】12月分の給与を同社に求められるか？

再入国時にベトナムの送出し機関にドル支払い、往復の航空券代込みと確認した。日に帰国するが監理団体から自分で航空券を買うように言われ、送出し機関との連絡を依頼しても無責任。

入国し1か月経ったが給与を受け取っていない。人同時に来たが人は逃げた。組合も対応しない

外国人技能実習機構の相談日と休みが合わず電話できない

(都合によりホットラインは留守電)

今の身分で日本の土地を賃えるか？

FITSから昇給について会社に話すこともできるが、転職であれば監理団体と相談し必要な手続をとる必要がある

会社が適切に対応しない、自分が納得できない場合再度連絡を。FITSで賃金計算もチェックできる

国土交通省に確認したところ同省は【建設就労者Aの妻】に対し事案発生要因の分析、再発防止策の策定とその実施を求めているところ。

給与については監理団体にお問合せを

送出し機関との間のことなので制約はあるが、FITSから監理団体に連絡してみる

外国人技能実習機構の相談窓口を教示

再度連絡してみても

1/28に電話するも相談者は帰国したとのこと

おそろしく契約は成立すると思うが慎重に考えた方がよいのでは





年月日	時間	媒体	相談者	有難状	国策	労務省	相談内容の概要	PTSSの対応	備考
80	2018/3/22	12:20 メール	不明	技能実習(とび)			仕事中指を骨折し1か月位休んだ。労災の保証は会社からか保険会社からか？またその保証は給料の60%か？	労災保険の給付申請はよく会社・組合と相談を。支給額は給付基礎日額の8割。厚生労働省の中国語パンフレットと外国人技能実習機構の相談窓口を教示	
81	2018/3/22	12:25 電話	特定	特定活動(鉄工)			同じ建設就労者なのになぜ人によって、地方によって給料が違うのか？	会社から申請計画を提出し建設就労者の給与を含め国土交通省から認定される決まり	
82	2018/3/29	19:05 電話	不明	特定活動			妻を中国から呼ぶことはできるか。また妻が会いに来て2、3ヶ月滞在することとはできるか	奥さんと呼んで長期に滞在させることはできない。2、3か月の滞在は調べてみるので再度連絡を	

平成29年度  
外国人造船就労者受入制度推進事業に係る  
巡回等業務  
報告書

(抜粋)

平成30年3月

一般財団法人 日本海事協会

#### 4-5.4 結果概要

巡回指導においては、巡回指導マニュアル及び手順書Vのとおり、巡回指導対象者が実施する造船特定活動又は企業単独型造船特定活動に関して、告示に定められた違反行為の疑いがある場合などには、巡回指導結果通知書を交付することとされている。この他、巡回指導チェックリストに従って、各種記録の確認、適正監理計画又は企業単独型適正監理計画の記述などを順次確認していく際、些細な記載ミスや記録の不整合などについては、巡回指導終了時の結果の講評において、口頭にて改善の指導を行っており、これら指導内容については、指導内容の記録として、巡回指導報告書の特記事項に記載するよう努めている。

本年度の巡回指導における巡回指導対象者に対する指導は、合計119件(内訳は、特定監理団体:23件、受入造船企業:95件、企業単独型受入造船企業:1件)であり、その概要は、以下のとおり。なお、指導の詳細については、巡回指導報告書(4-5.5(1)参照)に記載している。

昨年度の巡回指導における指導の件数(81件)よりも増加しているが、これは、本年度から開始した現場における安全衛生措置の確認や安全衛生教育の詳細について聴取することによって、グラインダーの砥石等の交換に関する特別教育の未実施や可燃性下着の着用を現認することなど、昨年度よりも肌理細やかな指導を行うことができたとの証左と考えている。一方、受入造船企業における安全衛生教育の時間については、昨年度は30件の指導を行ったところであるが、今年度も19件の指導となっており、本会による均質的な巡回指導や巡回指導対象者への適切なフォローアップが不足しているものと反省すべき事例と料する。

国土交通省及び制度推進事業実施機関においては、次回以降の巡回指導において、本年度の巡回指導報告書に基づき、これら指導内容の詳細を把握した上で、適切にフォローすることが重要である。

##### (1) 各種手続きの未実施:25件

- ・受入届・帰国届の未提出:13件
- ・管理者・指導員・事務員変更手続の未実施:2件
- ・管理指導員変更手続の未実施:5件
- ・監理計画に記載のない就労場所にて就労:1件
- ・現場入場届の未提出:4件

##### (2) 就労状況の管理:15件

- ・就労日誌の記載内容の不備:10件
- ・36協定特別条項の規定超え:4件
- ・短期応援時の管理指導が不明瞭:1件

##### (3) 安全衛生教育:39件

- ・安全衛生教育時間が過大:19件
- ・特別教育を受けていない就労者によるグラインダーの砥石等の交換:7件
- ・グラインダー試運転の未実施:6件
- ・グラインダー使用時にゴーグル未着用:1件
- ・可燃性下着の着用:6件
- (4)健康診断の未実施:6件
  - ・ストレスチェックの未実施:3件
  - ・雇入れ時の健康診断の未実施:2件
  - ・特殊健康診断(じん肺)の未実施:1件
- (5)賃金の支払・控除:5件
  - ・安全会議・教育への参加時間に係る対価未払い:2件
  - ・契約又は監理計画の住居費以上の額を徴収:3件
- (6)現場の安全衛生措置:12件
  - ・はしごの固縛不良:4件
  - ・足場の不良(幅木、中棧の未設置):5件
  - ・消火器の迅速使用不能:2件
  - ・消火器の有効期限が超過:1件
  - (※)元請会社や他の協力会社の所掌である足場の不良:3件
- (7)就労状況の確認及び監査の実施不良:14件
  - ・管理指導員等との面談未実施:2件
  - ・責任者への報告未実施:1件
  - ・就労状況の確認に関する記録の未保存:3件
  - ・労働面・生活面に係る確認が不十分:2件
  - ・監理計画とは異なる者による確認を実施:2件
  - ・無資格者による監査実施:3件
  - ・監査頻度の不徹底:1件
- (8)その他:3件
  - ・労働契約書を会社のみで保管:1件
  - ・36協定の適用労働者数の変更に伴う手続の未実施:1件
  - ・既帰国者の最終就労月の賃金台帳の未記録:1件

#### 4-5.5 事後処理

巡回指導マニュアル及び手順書のとおり、巡回指導実施後に実施する事務手続きを実施している。具体的には、以下のとおり。

- (1) 巡回指導報告書

表5-1 本年度の母国語電話相談 月別相談件数

年月	NKCS(受信者)に連絡があった件数	本会が対応した件数
2017年 8月	—	—
2017年 9月	1	1
2017年10月	1	—
2017年11月	—	—
2017年12月	—	—
2018年 1月	1	1
2018年 2月	1	—
2018年 3月	—	—
合計	4	2

表5-1にあるように、本会に連絡があった2件に関する概要は、以下のとおり。いずれの場合も、監理団体に相談をしたことによって、外国人造船就労者自身の相談内容は解決している。なお、NKCS に連絡があった件数は4件であるが、2017年9月及び同年10月の計2件及び2018年1月及び同年2月の計2件は、それぞれ同一人物からの相談事項である。

- (1) 病気やケガで休みたい時、残業を断りたい時はどうしたら良いか。以前、仕事中に怪我をしたが、長く休むと会社に迷惑がかかるし、帰国しなければならないかもしれないとの心配から、完全に治っていない状態で復帰した。会社の仲間は忙しそうにしているのに自分だけ早く帰る気にもなれず無理をして残業することもあった。

〔本会の回答〕

- ① まずは、監理団体の相談員を頼って、休暇の取得や早めの帰宅がし易くなるように、一緒に、企業に相談して貰ってください。怪我や不調を隠し、それが悪化した場合には、さらに会社に迷惑がかかるので、今後は絶対に早めに相談してください。
- ② 監理団体の相談員があまり協力してくれず、悩みが解決しない時は、もう一度電話をして下さい。本会が問題ありと判断したら、国交省に相談し対応します。

- (2) 3年就労の予定であったが、自己都合で2年で帰国したい。自己都合なので、事を

大きくしたくないので、スムーズに帰国するにはどうしたらよいか。

[本会の回答]

- ① まずは、監理団体に相談して下さい。
- ② 相談しても進展しないようであれば、再度電話をして下さい。その場合には、本会若しくは日本政府から監理団体に連絡をします。

外国人造船就労者からの相談件数については、昨年度に引き続き、大幅に伸びてはいない。この原因としては、巡回指導における外国人造船就労者との面談において、彼らと会話を交わしてみると、昨年度と同様、以下に掲げる状況が複合的に作用している結果ではないかと推察している。

- ① 外国人造船就労者は、少なくとも3年は日本で暮らしており、仕事、生活の両面での不安は比較的小さいこと
- ② 技能実習生の時期とは異なり、技能実習生と比較して高い賃金を得ている、また、一部の外国人造船就労者は、技能実習生に対する仕事、生活の両面に関する指導者といった立場を企業側から期待されている等、外国人社会の中で上位のステータスを得、モチベーションが非常に高いこと
- ③ インターネットの普及(フェイスブック等)によって、日常的に、母国にいる家族(妻、子など)との連絡が取れていること
- ④ 特定監理団体や受入造船企業の相談者との間で、仕事面のみならず生活面でもサポートする役職員との濃密な人間関係が構築され、特定監理団体又は受入造船企業の職員との間で気兼ねなく相談できる体制が構築されていること、

逆に言えば、上述のような状況に置かれていない外国人造船就労者においては、今後も注意が必要である。例えば、①でいえば、技能実習生の際には、別の企業で技能実習を受け、この度、別の受入造船企業にて、外国人造船就労者として就労する場合には、周りの環境に慣れない、又は、同じ受入造船企業にいる外国人造船就労者や技能実習生との生活習慣が異なる等によって、自身がストレスを抱える可能性も否定できず、また、④でいえば、多数の外国人造船就労者を受け入れている受入造船企業や特定監理団体の場合には、一人一人と濃密な関係を築くことは自ずから限界がある。

したがって、外国人造船就労者受入事業を適正かつ円滑に進めていくためにも、外国人造船就労者自身がストレスを抱え続けることがないよう、その対策の一つが母国語による電話相談ホットラインであるが、一方として、特定監理団体及び受入造船企業並びに企業単独型受入造船企業において、外国人造船就労者の受入人数、受入方法、周辺環境などに応じ、リスクアセスメントを行った上で、必要な場合には、肌理細やかで、かつ、効果的な対応を継続していくことが益々重要であると考えらる。